

## 二重投稿の禁止について

### 日本高等教育学会紀要編集委員会

(2012年7月27日、2013年10月5日改正)

#### 1. 二重投稿の定義

(1) 他の学会誌・紀要・雑誌図書等（以下、他の学会誌等）に投稿・寄稿中の論文と同一内容もしくは極めて類似すると認められる論文を投稿した場合を二重投稿とみなす。

すでに公表された論文と同一内容若しくは極めて類似すると認められる論文を投稿した場合も含む。単著・共著を問わない。

(2) 他の学会誌等に公表した論文または投稿・寄稿中の論文における同一のデータを、引用を明記することなく記載して投稿した場合も二重投稿とみなす。

(3) すでに公表した同一もしくは極めて類似すると認められる論文を他の言語で投稿した場合も、二重投稿とみなす。

(4) 次項に該当する場合は、同一データを利用し、内容が類似であっても、二重投稿とはみなさない。

#### 2. 二重投稿の例外

(1) その一部または全部が、学会もしくは研究会において発表されたもので、完全な論文の形ではなく、要旨集・抄録のような媒体に掲載されているもの。ただし、要旨集・抄録の掲載が当該学会及び研究会において、論文とされている場合には、二重投稿とみなす。

(2) 学士・修士・博士論文の一部もしくは全部であり、まだ出版・公表されていない場合。

ただし、これらの論文が、所属大学の方針により、大学等の電子リポジトリとしてにおいて掲載される場合は、公表には含めない。

(3) すでに公表されている著書・論文・科学研究費等の報告書等が、投稿論文中に適切な引用として示されている場合。

(4) 『高等教育研究』掲載後に、他の学会誌等に掲載する場合で、日本高等教育学会編集委員会及び当該学会誌等の編集者の了解を得て、『高等教育研究』掲載論文であることを示して掲載する場合。

### 3. 事前の申告

同一もしくは非常に類似した研究であり、重複もしくは二重投稿と見なされる恐れのある以前の発表や、同時に行っている投稿・寄稿論文がある場合、投稿者は投稿と同時に編集委員会にその論文を送付し、二重投稿ではないことを説明しなければならない。

### 4. 会員の義務

会員は、二重投稿の定義をよく理解し、その防止に努めるとともに、『高等教育研究』に掲載された論文に関して、二重投稿であるとの疑義を持った場合には、速やかに編集委員会に報告しなければならない。

### 5. 二重投稿の判定

編集委員会は、二重投稿の疑義が生じた場合には、速やかに投稿者及び関連する学会・大学等機関に連絡を取り、事実関係を精査し、判定をしなければならない。

### 6. 二重投稿への制裁

編集委員会が投稿論文を二重投稿と判定した場合、当該論文は査読の対象としない。投稿論文の著者には、次年度の投稿を禁止する。

論文が掲載後に二重投稿と判定された場合には、当該論文の掲載を取り消すとともに、その旨を『高等教育研究』並びに学会 HP 及びニュースレターで告知する。